

「教育」に関わる市民の政策提言

誰がどう考えても、今真つ向から「教育」の理念に反するヤラセの「タウン・ミーティング」まで日本各地で開いて、現行の「教育基本法」を強引に変えようとする安倍政権の政治の動きはまちがっています。こうした市民無視の姑息な動きは、日本を再び過去の悪夢の再現に追いやるだけです。これは許しがたい暴挙です。私たちは心の底から怒りを覚えます。この暴挙を背後にした「教育再生会議」などはどうい信じがたい。何をやらかそうとしているのか。それとも、これは「教育破壊会議」ですか。

私たち「市民の意見³⁰・関西」は、民主主義政治の「主権在民」の大原則に基づき、市民が政治にかかわり、自分自身の市民の政策をもつべきだと考え、討議を重ねて政策づくりを進めてきた市民の「シンクタンク」と言つべき市民の政策集団です。私たちは、まず、こうした安倍新首相が率いる政府の暴挙に全面的に反対、抗議するとともに、市民の立場に立つて、あるべき「教育」の姿かたちを提示し、それに至る具体的政策を提案します。私たちが提示、提案するのは、まず国会議員、総理以下政府関係者に対してです。あなた方が、今真に日本の教育の現状を案じ、社会、国の未来の百年の計としてあるべき教育を真剣に考えて行こうとされているのなら、この私たち市民の理想の教育の提示、提案を私たち市民とともに考えていただきたい。そして、ぜひとも実現へ一歩でも踏み出してください。

もちろん私たちはこの提示、提案を市民自身に対して行なっています。この提示、提案を「たたき台」として市民のあいだで広く論議がなされて、真に市民の立場に立った教育がなされることを、私たちは心から願ひ、期待しています。これはそうした市民の真の「教育再生会議」への討議、論議の「たたき台」としてある提示、提案です。

私たちの提示、提案の基本にあるのは、まず教育基本法、そしてその元としてある日本国憲法です。私たちはただ基本法、憲法堅持をつたい上げているではありません。基本法、憲法に限らず、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約など、そうした人類の叡智の集積にも依拠して、あるべき教育の全体構想を考えていこうとしています。

私たちは長期間にわたる討議を経て、「市民・教育の権利宣言」をかたちづくり、その基本に基づいて、具体的政策をつくり上げて来ました。

今、私たちがお手元にお渡しするのがその討議の結果ですが、ここでまず手短かに特色ある政策をいくつか挙げておきます。

*すべての市民は、ひとしく、その発達の必要に応じた教育への権利を持つ。憲法第二十六条第一項に明示されているごとく、教育は市民の権利であって、義務ではない。社会と国は、その市民の「義務教育」ならぬ「権利教育」の実現を、法制度、財政的措置を含めて全力を挙げて支える。

*したがって、市民は、大学にいたるまで無償で教育を受ける権利を持つ。これは国際人権規約がなされるべきこととして規定していることだが、ヨーロッパ諸国ですでに長年当然のこととしてなされて来ていることで、何も異常なことではない。日本や米国や韓国のように無償で大学教育がなされていない国のほうが異常だ。子どもの学費が心配なので子どももおちおち持てないという声が多いなかで、どうして「少子化」対策にかかわってこの問題が討議されないのか。

*教育の目的は、まとめ上げて言えば、人間が人間社会、市民社会のなかでまともに生きて行けるための土台づくりだ。土台づくりは、個人の個性に合わせてゆっくり行なうべきだ。拙速は見

かけ倒しに終わって、人間的にも学問的にも大成しない。ことに今は昔とちがって教えるべき学
ぶべき知識、学問の量ははるかに大きい。それを昔は、小学校、中学校あわせて基本的には十
一年、(旧制)高校三年、すべてあわせて十四年かかって大学へ行った。然るに今は、小学校、中
学校九年、高校三年、計十二年で大学進学だ。付け加えて受験勉強である。これでは、詰め込み、
切り捨て教育、新入大学生の学力不足、はては学校あげての必修科目ごまかしなどの不祥事も当
然の事態になる。どうして教育期間を延ばして、小学校六年、中学校四年、昔並みに大学進学ま
でを十四年にして余裕をもって教育を行なわないのか。余裕のない教育は、くり返して言う、人
間的にも学問的にも豊かな成果をもたらさない。私たちはこうした根本的な改革を必要としてい
る。しかし、できないことはない。昔はこうやっていたのだ。

*「義務教育」ならぬ「権利教育」の期間はこの十四年間である。小学校・中学校、高校の段階
においては、入学試験は一切行なわない。入試のあり方は受験資格を含めて各大学が決める。共
通一時試験はやめる。

*市民の学校、教育に対する基金は大幅な税控除の対象とし「民学共同」への道を開く。これは
米国などですで大規模に行なわれていることだ。今野日本で存在しているのは企業と学校教育
の結合の「産学共同」だけで、これでは教育のあり方がゆがむ。

*教科書検定制度は廃止する。教科書などの選定は、教える教師が行なう。

*立法・行政・司法の各機関は各学校の教育内容に干渉してはならない。立法・行政・司法・教
育の四権分立を国の基本のあり方とする。

*教育委員会は市民の教育への権利を保障して、市民の意思を教育に反映する機関としてある。
したがって、委員はすべて公選で選出される。教育委員会と各学校は対等、平等の関係に立つ。
学校は基本的には教員、生徒、保護者の三者がつくる学校運営評議会によって運営される。

*市民は学校へ行く権利を持つとともに行かない権利をも持つ。行かなくとも学習する権利が保
障されるように、保護者・国・社会は、法制度を含めて全力で支え、学校へ行かないことで不利
益が生じないようにしなければならない。

以上は私たちが提案する政策の例としてあげたものです。では、これから全体をお読みいた
きたい。参考資料として「日本国憲法」「教育基本法」「世界人権宣言」「国際人権規約」「子ど
もの権利条約」から、必要な箇所を抽出してつけました。ゆっくりお読みください。その上で、
賛同、反対、どちらでものご意見を私たちにお寄せください。大いに論議しましょう。民主主義
も民主主義にふさわしい教育もそこから始まります。決してヤラセの教育談義からは始まらない。

2006年11月14日

- 小田実(代表・作家) 石井治之(大阪大学大学院生) 岩崎早百合(本会会員) 海老坂武(フランス文学
者・元関西学院大学教授) 大谷健造(会社員・エンジニア) 小倉雄二(大阪府立茨田高校教諭) 恩田怜
(神戸市会議員) 金井和子(同志社大学講師) 木戸衛一(大阪大学大学院助教) 関口哲生(元神戸海
星女子学院大学教授) 田宮常好(自営業・元商社員) 中島絢子(公的支援実現ネットワーク代表) 中村
文生(OEMシステム・エンジニア) 西岡喜久雄(防災士) 登幸雄(染色家) 玄順恵(画家) 藤野由
季子(美容室経営) 藤原晴江(元箕面市立中学校教諭) 三上賢悦(元日本貿易振興会ジェット職員) 水野
行範(大阪府立桃谷高校教諭) 宮川一樹(関西労災病院リハビリ科理学療法士) 安野洋子(NWCA会員)
山村雅治(山村サロン代表) 北川靖一郎(事務局長・元京都府職員) 他、市民有志

市民の意見30・関西 (代表・小田実 事務局長・北川靖一郎)

連絡先 〒581 0867 大阪府八尾市山本町3の6の8 & Fax ・0729 98 4113